



KOYANO  
C. P. A.  
OFFICE

# 小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1  
代々木1丁目ビル 14 階  
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

## 《会計・税務の知識》ありのままでは、ダメダメ！？平成 26 年版節税対策

今年も残すところ 2 か月あまり。今こそ考えるべき個人の節税対策例や留意点についてご案内します。

### 1. 所得税

#### ① 社会保険料などの支払

国民年金や国民健康保険を個人で支払っている場合、本年中に 1 年以内の前納を行うと、その全額が所得から控除されます。生計一の親族分も含まれます。

#### ② 寄附金の支払、ふるさと納税

国や地方公共団体、社会福祉法人等に本年中に寄附を行うことで、その寄附金は本年分の所得金額の 40% 相当額まで控除することができます。地方公共団体への寄附(ふるさと納税)の場合、住民税の特別控除もあります。各地の特産品が頂けてお得なこともあるようですので検討されてはいかがでしょうか？

#### ③ 医療費の支払

12 月末までに支払った医療費(生計を一にする配偶者やその他の親族の分も含み、保険金等補てん分除く)が控除の対象となりますので、年内の治療に関して、今年の所得状況に応じて前倒しで実施したり、先延ばししたりすることも考えられます(治療が第一ですが)。

#### ④ 特定支出控除

昨年サラリーマンの必要経費枠が拡大しています。算出方法が緩和され、適用対象も弁護士等資格取得費、図書費、交際費、衣服費等まで拡大されました。従来全国で 10 人未満の利用に過ぎなかった制度が、昨年は 1600 人まで急増したそうです。お勤めの方は検討されてはいかがでしょうか？

#### ⑤ 国外財産調書制度

昨年開始している国外財産調書制度ですが、今年からは罰則規定も適用されます。海外に 5,000 万円超の財産がある方は、確定申告の要否にかかわらず、対象となります。提出の要否、過去の申告漏れの有無などご確認されてはいかがでしょうか？

#### ⑥ 上場株式等の益出し、損出し

今年から上場株式等の譲渡益等の税率が 10.147% から 20.315% と約 2 倍になりましたが、一方で非課税口座(NISA)制度もスタートしています。

非課税枠は年間 100 万円まで、今年から平成 35 年の 10 年間とされていますので、未開設、未活用の方は、年内に投資を検討されてはいかがでしょうか？また、上場株式と非上場株式の損益の相殺は、再来年(28年)

から認められなくなる予定ですのでご注意ください。

#### ⑦ ゴルフ会員権等の譲渡損による節税は不可

ゴルフ会員権等の譲渡損の給与所得等との相殺は、昨年の税制改正により、今年 4 月以降の譲渡からはできなくなっていますのでご注意ください。

### 2. 事業主の方向け

#### ① 経営セーフティ共済、小規模企業共済の加入・増額

個人事業主が、経営セーフティ共済や小規模企業共済を年末までに新規加入又は増額し、かつ支払えば、その支払った掛金が経費算入又は所得控除されます(前納の場合、最大で小規模共済 84 万円、セーフティ共済 240 万円まで)。個人事業主の方は是非ご確認ください。

#### ② その他経費の先行支出

修繕、広告宣伝、少額資産の購入、短期前払費用、従業員への賞与支給等、いずれ支払う予定があるものは、年内に予定を前倒しで支出することで、経費化することをご検討ください。

### 3. 相続税・贈与税

#### ① 計画的な贈与

贈与税は原則 110 万円まで非課税で、これを超える額について 10~50% (来年からは 55%) の累進税率で課税されます。来年から直系尊属からの贈与は一部緩和されますが、一般的には、複数年でコツコツ贈与の方が有利となります。本年中の贈与もご検討を。

#### ② 住宅取得等資金の贈与

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、基礎控除に加えて 500 (省エネ・耐震住宅は 1,000) 万円までが非課税となります。延長の可能性もありますが、予定では今年限りの制度となっています。

### 4. 消費税

課税事業者や簡易課税の選択等の諸特例の適用を来年から受けるためには届出を年内に提出する必要がありますので、この時期にご確認ください。

### まとめ

上記の対策には、確定申告や青色承認等の特別な要件の具備、契約書の準備等が必要であったり、長期的な計画に基づいてこそ有効なものもあります。実行に際しては税理士等の専門家(当事務所含め)にご相談されることをお勧めします！(担当：情報企画室)